

障 福 第 1076 号
令和4年3月28日

静岡県依存症対策連絡協議会 委員各位
静岡県アルコール健康障害対策連絡協議会 委員各位

静岡県健康福祉部障害者支援局長

令和3年度静岡県依存症対策連絡協議会、アルコール健康障害対策
連絡協議会 合同連絡協議会（書面開催）の結果について（報告）

日頃、本県の精神保健福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年2月4日付け障福第877号にて書面開催させていただいた、標記協議会の結果につきましては、下記のとおりとなりましたので報告いたします。

記

1 結果

協議事項		意見の有無（構成員数21）	
1	令和3年度依存症対策総合支援事業について	有 3	無 18
2	静岡県アルコール健康障害対策推進計画の進捗状況について	有 2	無 19
3	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の達成目標について	有 0	無 21

2 各委員からの意見に対する事務局回答 別紙1のとおり

3 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の指標項目

本協議会では御意見はありませんでしたが、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会における協議の結果、別紙2のとおりとなりました。

担 当 障害福祉課精神保健福祉班 袴田、松井
電話番号 054-221-2435

(別紙1)

令和3年度静岡県依存症対策連絡協議会、アルコール健康障害対策連絡協議会
合同連絡協議会（書面開催）委員意見に対する事務局回答

議題（1）令和3年度依存症対策総合支援事業について

山城会長
<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・各相談事業等は実施されているが、啓発及び研修事業等の多くが新型コロナウイルス問題により中止となり残念である。・コロナ禍における依存（症）対策について考慮する必要がある。・令和4年度においてはリベンジとして、本事業の積極的な取り組みを期待する。
<p>【回答】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況下においても実施できる事業については、開催方法を含めて再度検討し、実施するよう努めてまいります。</p>

小泉委員
<p>【意見】</p> <p>令和2年度/令和3年度静岡県依存症対策連絡協議会が新型コロナウイルス感染症拡大防止の為書面決議による開催になったことはこの2年間は致し方ないことだと納得しております。</p> <p>この先も新型コロナの感染状況がどうなるかは誰もわからない状況だと思いますが、令和4年度以降も感染状況が続いているようでしたら、是非ともオンラインリモート開催での対面開催を希望します。</p> <p>県庁内のリモート環境施設利用を予約されるのが難しいようでしたら、差し出がましいかもしれませんが、弊会の断酒会館をお使い下さい。</p> <p>※弊社では、Zoomのプロアカウントを取得しており、断酒会の例会やミーティングをハイブリッドで会館からホストコントロールをして開催しています。</p> <p>（ノートPC3台、外付けWebカメラ5台（ズーム機能付き3台）、プロジェクター等あります）</p> <p>ご検討の程よろしく願いいたします。</p>
<p>【回答】</p> <p>貴会のオンライン環境について情報提供いただき有難うございます。本県におきましても、集合形式での開催を基本としつつ、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、オンライン形式にも対応してまいります。</p>

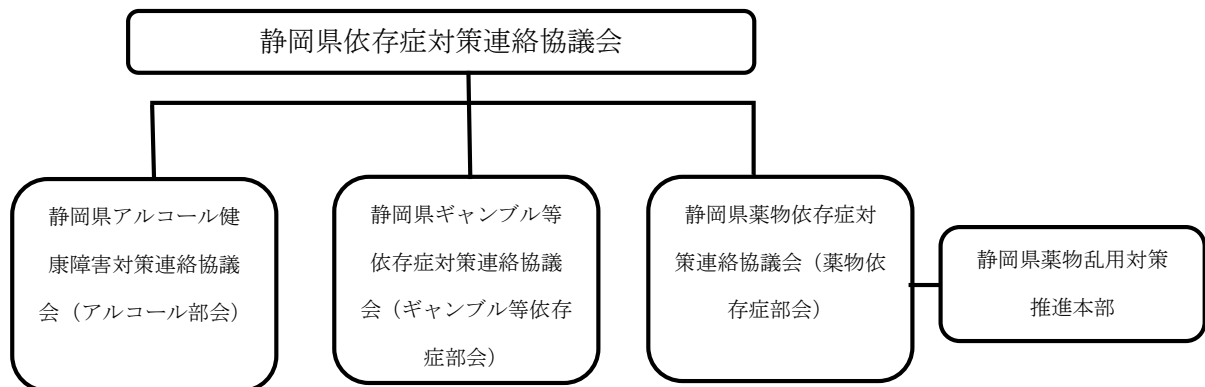
大久保委員

【意見】

協議会の構成を見ると主にアルコールとギャンブル等の二本柱になっているように思うが、協議会委員にはダルク等の薬物依存症支援機関のメンバーとなっていることを考えれば、「薬物依存症部会」もあった方が良いのではないかと。

また、静岡県薬物乱用対策推進本部との横の連携は出来ているのでしょうか。「依存症」に対する啓発に一貫性がないように思われ、依存症に対しての理解を深めようとする県民の混乱を招くのではないかと。

<イメージ図>



【回答】

薬物依存症については、県薬物乱用対策推進本部のほか、庁外の関係機関を中心に構成する県麻薬・覚醒剤等対策推進協議会、当事者や医療機関等が参加する薬物再乱用防止早期回復支援推進連絡協議会検討会があり、関係機関で連携し、薬物相談対応や回復支援の実施等、効果的な薬物再乱用防止対策の推進を図っております。

今後も薬事課や関係機関と連携して各種会議において薬物依存症対策を更に推進してまいります。

議題（２）静岡県アルコール健康障害対策推進計画の進捗状況について

山城会長

【意見】

- ・啓発事業は（１）と同様コロナ禍により開催ができなかったことは残念。
- ・相談及び医療において推進を図っているが、周知されているかが疑問である。
（例）拠点機関選定済ではあるが、そのことを県内の保健・医療・福祉関係機関（者）に知られているか？
- ・自助グループへの支援において、各地域のグループが実感できているか？
- ・アルコール健康障害対策は市町レベルの健康対策問題としていく必要がある。

【回答】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況下においても実施できる事業については、開催方法を含めて再度検討し、実施するよう努めてまいります。
- ・依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関については、選定された医療機関が公表しており、本県ではホームページにて公表するとともに、依存症に係る各事業において紹介させていただいております。
- ・自助グループの御意見を伺いながら、施策を進めてまいります。
- ・市町職員も対象として開催している特定保健指導に関する研修会において、「アルコール健康障害について」の講義を実施しております。

大久保委員

【意見】

資料２ １ページ（１）①学校教育等の推進について

- ・「学校教育の推進」において行われている薬学講座（薬物乱用防止教室）について、児童生徒及び保護者、地域住民等にどのような啓発がなされているのかが不明瞭であると感じる。
保護者がアルコール依存症である家庭もあると思われるがそのような世帯が孤立しない為の啓発が適切にされているのか。薬事課との連携が必要とか感じる。

【回答】

薬学講座は、薬学講座基本方針（※１）に基づき、学校薬剤師や警察署等の関係機関の協力を得て開催しております。特に、啓発発信校に指定された中学校（１５校）及び高等学校（１３校）では、学校から地域へと啓発の効果が表れるよう、保護者（家庭）、地域住民等の参加を呼び掛けるなど、地域社会を含めた薬物乱用防止活動を行っています。

薬学講座の開催においては、その内容は、薬事課が監修した薬学講座用テキスト（※２）等を活用して、学校の実情に応じ、学校と学校薬剤師が相談の上、実施しております。

【参考資料】

※１：令和４年度薬学講座基本方針（薬事課より）

※２：薬学講座テキスト（薬学講座資料抜粋）（県薬剤師会より）

薬学講座テキストには、アルコール依存症を含めた依存相談窓口を掲載し、御案内しております。

議題（3）静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の達成目標について

資料No.	該当箇所	意見等
		意見なし

(別紙2)

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の指標項目

(静岡県障害福祉課)

1 概要

令和3年度静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会における御意見を踏まえ、静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の指標項目は下表のとおりとなった。

今後、令和3年度事業実績を把握の上、それを踏まえた指標を設定する。

○重点目標における取組に対応した指標項目

重点目標1	
重点目標における取組	指標項目案
①ギャンブル等依存症の知識に関するリーフレット等の配布、講演会の開催、ホームページ等での情報発信により、県民への知識の普及啓発に取り組めます。	<u>・県民向けフォーラム等の開催回数</u> 【修正】
②新たに大学生・社会人となった者に対し、リーフレット等の配布や情報発信により、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に取り組めます。	・大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発
②また、学校教育では、令和4年度以降の新高等学校学習指導要領の中に、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることから、その実施に向け、適切に対応します。	・教職員向け研修の開催回数 ・高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施
③ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、本人・家族申告によるアクセス制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、不適切なギャンブル等への誘引防止に取り組めます。	・ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の継続実施 ・本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施 ・20歳未満の者には投票券の購入・利用をさせない、18歳未満の者にはぱちんこ営業所内への立入及び遊技をさせない取組の継続実施

重点目標 2	
重点目標における取組	指標項目案
①ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できる相談機関を設け、県民に広く周知を図るとともに、相談支援者の育成に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症相談拠点としての精神保健福祉センター主催のギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数 ・ <u>依存症相談拠点としての精神保健福祉センターが地域の相談支援者向けに実施する研修の開催回数【修正】</u> ・ 関係事業者による相談支援の継続実施
②ギャンブル等依存症を治療できる医療機関の更なる充実に努めるとともに、医療従事者に対する研修、医療連携の推進に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数 ・ <u>医療従事者向け研修の受講者数【修正】</u>
③自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症の回復支援に取り組むとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者に対して、依存症に関する知識の普及啓発に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の開催回数【修正】</u>
④多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センター等の相談窓口の周知に努めるとともに、消費生活相談員等に対して研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者を適切な専門機関につなぐ体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数
⑤行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する継続的な従業員教育を実施することで、依存症対策の基盤整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数 ・ <u>関係事業者における従業員向け研修の開催回数【修正】</u>